

電気供給業を行う法人の
法人事業税の概要及び申告等について



栃木県

(令和2年4月1日開始事業年度より適用)

< 目 次 >

はじめに ー令和2(2020)年4月1日以降に開始する事業年度にかかる改正についてー

1 電気供給業を行う法人の法人事業税の概要

- (1) 電気供給業の種類と課税方式 1
- (2) 異なる区分の事業を併せて行う場合の課税方式 2

2 課税方式と法人事業税額計算の手順

- (1) 第2号事業(送電・送配電事業)のみの場合 3
- (2) 第3号事業(発電事業・小売電気事業)のみの場合 4
- (3) 第1号事業(第2号・第3号以外の事業) + 第2号事業の場合 5
- (4) 第1号事業 + 第3号事業の場合 6
- (5) 第2号事業 + 第3号事業の場合 8
- (6) 第1号事業 + 第2号事業 + 第3号事業の場合 10

3 電気供給業の「収入割」

- (1) 課税標準となる収入金額の算出 12
- (2) 控除すべき金額 13

4 記載例

- (1) 別記様式第1号～第11号 17
- (2) 第6号様式別表6 28

5 申告書及び添付すべき書類 30

6 よくあるご質問 31

(参考)

- (1) 電気供給業を行う法人の分割基準 33
- (2) 税率表 34

この冊子における法令は次の略語を用いています。

法 地方税法（昭和25年法律第226号）
令 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）
規則 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）
通(県) 地方税法の施行に関する取扱について（道府県税関係）

条・項・号の表記について、一部省略して記載しています。

条 . . . 算用数字
項 . . . 丸で囲んだ算用数字
号 . . . 漢数字

（例：地方税法第72条の2第1項第1号イ⇒法72条の2①ーイ）

はじめに－令和2(2020)年4月1日以降に開始する事業年度にかかる改正について－

令和2年度税制改正により、電気供給業にかかる法人事業税の課税方式の見直しが行われました。これを受けて『電気供給業を行う法人の法人事業税の概要及び申告等について』を改訂いたしましたので、申告の手引きとしてご利用ください。

改正の概要

1 改正の影響を受ける事業

発電事業及び小売電気事業 *電気事業法に規定されるものか否かを問わない

2 改正の影響を受ける事業年度

令和2(2020)年4月1日から始まる事業年度より

3 課税方式の変更

(変更前)

送電・送配電事業

発電事業

小売電気事業

全て収入割のみ

(変更後)

送電・送配電事業・・・収入割のみ(変更なし)

発電事業

小売電気事業

収入割+所得割

(外形法人は、収入割+付加価値割+資本割)

4 様式の変更

発電事業及び小売電気事業を行う法人の申告様式が、第6号様式から第6号様式(その2)に変わります。(その他別表の変更あり)

5 欠損金にかかる特例 (地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第6条第2項)

令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度(最初事業年度)開始の日の前日を含む事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人が、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得割の課税標準を算定する場合には、最初事業年度の開始の日前10年以内に開始する各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得を、法人税の課税標準となる所得の計算の例により算定していたものとみなします。

*詳細は、別記様式第11号の記載例(P27)をご覧ください。

1 電気供給業を行う法人の法人事業税の概要

(1) 電気供給業の種類と課税方式

地方税法では、下の表のように、事業によって異なる課税方式が定められています。電気供給業には3つの種類があり、区分に応じた課税方式での申告が必要となります。

はじめに下の表から、実施する「事業の種類」に該当する「区分」と「課税方式」をご確認ください。
(第1号事業と第3号事業など、異なる区分の事業を併せて行う場合は次のページもご覧ください。)



送電・送配電事業	発電事業 (注1)	小売電気事業 (注2)
<事業の区分と課税方式>		
事業の種類	区分	課税方式 (注3)
下記以外の事業	法第72条の2第1項 第1号に掲げる事業 (以下「 第1号事業 」という)	所得割 (税率表区分②or③or⑤) (外形法人) 所得割+付加価値割+資本割
ガス供給業 (導管事業等)	法第72条の2第1項 第2号に掲げる事業 (以下「 第2号事業 」という)	収入割 (税率表区分①)
保険業		
貿易保険業		
↓ 電気供給業 (送電・送配電事業)	(R2.4.1~新設) 法第72条の2第1項 第3号に掲げる事業 (以下「 第3号事業 」という)	収入割+所得割 (税率表区分④) (外形法人) 収入割+付加価値割+資本割
↓ 電気供給業 (発電事業、小売電気事業)		

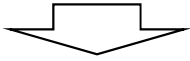

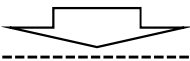
(注1) 電気事業法に規定される発電事業であるか否かにかかわらず、自らが維持運用する電気工作物を用いて、他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業。

(注2) 電気事業法に規定される小売電気事業であるか否かにかかわらず、他の者の需要に応じ電気を供給する事業。

(注3) 同じ課税方式であっても、事業の区分によって税率が異なりますのでご注意ください。

(2) 異なる区分の事業を併せて行う場合の課税方式

第1号事業と第3号事業など、課税方式の異なる事業を併せて行っている場合は下記のように取り扱います。

<p>原則</p>	<p>事業ごとに区分経理し、<u>事業ごとの課税方式</u>で税額を算定し、<u>合算</u>します。</p> <p>例：建設業（第1号事業[<u>所得割</u>]）と発電事業（第3号事業[<u>収入割+所得割</u>]）を実施する場合</p> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>第1号事業（建設業）の所得に対して、[所得割]税額を計算（税率表区分②or③or⑤） + 第3号事業（発電事業）の収入金に対して、[収入割]税額を計算（税率表区分④） + " の所得に対して、[所得割]税額を計算（税率表区分④）</p> <p style="text-align: right;">（外形法人ではないケース）</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>
<p>例外</p>	<p>主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微な附帯事業については、主たる事業のうちに含めて、主たる事業に対する課税方式によって申告することも可能です。（通（県）3章 4の9の9）</p> <p>*「軽微な附帯事業」とは、その事業の売上金額が、主たる事業の売上金額の1割以下であるものとします。（ただし、1割以下であっても同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を著しく欠くものと認められる場合は、この限りではありません。）</p> <p>例：建設業（第1号事業[<u>所得割</u>]）と発電事業（第3号事業[<u>収入割+所得割</u>]）を実施する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業の売上1,000万円、発電事業の売上10万円 ・発電事業の売上は建設業の売上の1割以下であり、軽微な附帯事業と認められる。 →発電事業（第3号事業）についても、建設業（第1号事業）の課税方式に併せて申告することが可能。 <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>法人の総所得を、全て第1号事業の所得とみなして[所得割]税額を計算（税率表区分②or③or⑤）</p> <p style="text-align: right;">（外形法人ではないケース）</p> </div>

課税方式の確認方法

- ① 1頁の表より、実施する事業の「区分」を確認します。
- ② 「区分」の異なる事業を併せて行っている場合は、
『区分経理の要否判定及びあん分率算定表（別記様式第1号）』を作成し、
上記の例外規定の適用について検討します。（記載例参照）



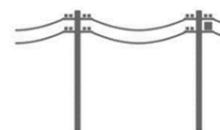
事業の「区分」の確認ができましたら、
 『2 課税方式と法人事業税額計算の手順』におすすみください。



2 課税方式と法人事業税額計算の手順

実施する事業の組み合わせに該当するものを次の(1)～(6)から選び、
申告書及び別記様式等を作成してください。

(1) 第2号事業（送電・送配電事業）のみの場合



課税方式	収入割
税率	税率表区分①

使用する計算様式：別記様式第1号（主たる事業に含めて申告する従たる事業がある場合のみ）

申告書の様式：第6号様式、第6号様式別表6（収入金額に関する計算書） 他

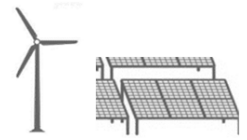
税額計算の手順 ① 第6号様式別表6を作成し、課税標準となる収入の額を算定します。

② ①で算定した収入の額を第6号様式(37)に転記し、収入割税額を計算します。

第6号様式別表6の作成にあたっては、
『3 電気供給業の「収入割」』をご一読ください。



(2) 第3号事業（発電事業・小売電気事業）のみの場合



例：太陽光発電事業＋小売電気事業

課税方式	収入割＋所得割 (外形法人の場合は収入割＋付加価値割＋資本割)
税率	税率表区分④

使用する計算様式：別記様式第1号（主たる事業に含めて申告する従たる事業がある場合のみ）

〃 11号（第3号事業について過去の欠損金が認められる場合のみ）

申告書の様式：第6号様式（その2）、第6号様式別表5（所得金額に関する計算書）、
第6号様式別表6（収入金額に関する計算書） 他

税額計算の手順 ① 第6号様式別表5を作成し、課税標準となる所得金額を算定します。

② ①で算定した所得(第6号様式別表5の(36))を、第6号様式(その2)の(39)に転記し、所得割税額を計算します。

③ 第6号様式別表6を作成し、課税標準となる収入の額を算定します。

④ ③で算定した収入額(第6号様式別表6の(10))を、第6号様式(その2)の(45)に転記し、収入割税額を計算します。

*外形法人の場合は②の所得割税額の計算は不要です。また、上記の他に付加価値割、資本割の計算をします。(①は、付加価値割額の計算に用いる単年度損益の算定のために作成します。)

第6号様式別表6の作成にあたっては、
『3 電気供給業の「収入割」』をご一読ください。



(3) 第1号事業（第2号・第3号以外^{以下}の事業）

+ 第2号事業（送電・送配電事業）の場合

合算

第1号事業にかかるもの	
課税方式	所得割 (外形法人の場合は所得割+付加価値割+資本割)
税率	税率表区分②or③or⑤

+

第2号事業にかかるもの	
課税方式	収入割
税率	税率表区分①

使用する計算様式：別記様式第1号～5号（全法人）

〃 6～10号（外形法人のみ）

申告書の様式：第6号様式、第6号様式別表6（収入金額に関する計算書） 他

税額計算の手順 ① 別記様式第1号～第5号を作成します。（外形法人は第10号まで作成）

② ①で作成した別記様式第5号（イ+ハ）の額を第6号様式の(27)に転記し、第1号事業の所得割税額を計算します。

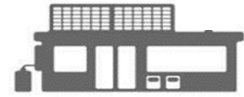
③ ①で作成した別記様式第5号において、第2号事業に区分された（区分できない額のある分類も含む）営業・営業外収益、特別利益等を用いて第6号様式別表6を作成し、計の額⑩を、第6号様式の(37)に転記し、収入割税額を計算します。

* 外形法人の場合は、上記の他に、別記様式第6号～第10号を作成し、第1号事業にかかる付加価値割、資本割の計算をします。

第6号様式別表6の作成にあたっては、
『3 電気供給業の「収入割」』をご一読ください。



(4) 第1号事業 (第2号・第3号以外の事業)



+ 第3号事業 (**発電事業、小売電気事業**) の場合

例：製造業 + 太陽光発電事業 など

合算

第1号事業にかかるもの

課税方式	所得割 (外形法人の場合は所得割 + 付加価値割 + 資本割)
税率	税率表区分②or③or⑤

+

第3号事業にかかるもの

課税方式	収入割 + 所得割 (外形法人の場合は収入割 + 付加価値割 + 資本割)
税率	税率表区分④

使用する計算様式：別記様式第1号～5号 (全法人)

〃 6～10号 (外形法人のみ)

〃 11号 (第3号事業について過去の欠損金が認められる場合のみ)

申告書の様式：第6号様式 (**その2**)、第6号様式別表5 (所得金額に関する計算書)、
第6号様式別表6 (収入金額に関する計算書) 他

* 外形に関する別表類、第6号様式別表5、第6号様式別表9～13、
第10号様式等については、第1号事業にかかるものと第3号事業にか
かるものそれぞれ、計2枚ずつ作成してください。

(次頁へ)

税額計算の手順 ① 別記様式第1号～第5号を作成します。（外形法人は第10号まで作成）

- ② ①で作成した**別記様式第5号（イ+ハ）**の額を、**第6号様式別表5（第1号事業用）**の(1)に転記し、第1号事業の課税所得合計額(36)を算出します。この額を、**第6号様式（その2）**の(27)に転記し、第1号事業の所得割税額を計算します。
- ③ ①で作成した**別記様式第5号（ロ+ニ）**の額を、**第6号様式別表5（第3号事業用）**の(1)に転記し、第3号事業の課税所得合計額(36)を算出します。この額を、**第6号様式（その2）**の(39)に転記し、第3号事業の所得割税額を計算します。
- ④ ①で作成した**別記様式第5号**において、第3号事業に区分された（区分できない額のある分額も含む）営業・営業外収益、特別利益等を用いて**第6号様式別表6**を作成し、計の額⑩を、**第6号様式（その2）**の(45)に転記し、第3号事業の収入割税額を計算します。

* 外形法人の場合は、③の第3号事業にかかる所得割税額の計算は不要です（別表5は、付加価値割額の計算に用いる単年度損益の算定のために作成します。）。また、上記の他に、別記様式第6号～第10号を作成し、第1号事業及び第3号事業にかかる付加価値割、資本割の計算をします。

第6号様式別表6の作成にあたっては、
『3 電気供給業の「収入割」』をご一読ください。



(5) 第2号事業（送電・送配電事業、ガス導管事業 等）

+ 第3号事業（発電事業、小売電気事業）の場合

例：ガス導管事業+小売電気事業 など

合算

第2号事業にかかるもの	
課税方式	収入割
税率	税率表区分①

+

第3号事業にかかるもの	
課税方式	収入割+所得割 (外形法人の場合は収入割+付加価値割+資本割)
税率	税率表区分④

使用する計算様式：別記様式第1号～5号（全法人）

〃 6～10号（外形法人のみ）

〃 11号（第3号事業について過去の欠損金が認められる場合のみ）

申告書の様式：第6号様式（その2）、第6号様式別表5（所得金額に関する計算書）、
第6号様式別表6（収入金額に関する計算書） 他

*第6号様式別表6については、第2号事業にかかるものと第3号事業にかかるものについてそれぞれ、計2枚作成してください。

（次頁へ）

税額計算の手順 ① 別記様式第1号～第5号を作成します。（外形法人は第10号まで作成）

- ② ①で作成した**別記様式第5号（口+ニ）**の額を、**第6号様式別表5（第3号事業用）**の(1)に転記し、第3号事業の課税所得合計額(36)を算出します。この額を、**第6号様式（その2）**の(39)に転記し、第3号事業の所得割税額を計算します。
- ③ ①で作成した**別記様式第5号**において、第2号事業に区分された（区分できない額のある分額も含む）営業・営業外収益、特別利益等を用いて**第6号様式別表6（第2号事業用）**を作成し、計の額⑩を**第6号様式（その2）**の(37)に転記し、第2号事業の収入割税額を計算します。
- ④ ①で作成した**別記様式第5号**において、第3号事業に区分された（区分できない額のある分額も含む）営業・営業外収益、特別利益等を用いて**第6号様式別表6（第3号事業用）**を作成し、計の額⑩を**第6号様式（その2）**の(45)に転記し、第3号事業の収入割税額を計算します。

* 外形法人の場合は、②の第3号事業にかかる所得割税額の計算は不要です（別表5は、付加価値割額の計算に用いる単年度損益の算定のために作成します。）。また、上記の他に、別記様式第6号～第10号を作成し、第3号事業にかかる付加価値割、資本割の計算をします。

第6号様式別表6の作成にあたっては、
『3 電気供給業の「収入割」』をご一読ください。



(6) 第1号事業（第2号・第3号以外の事業）

+ 第2号事業（**送電・送配電事業**、ガス導管事業 等）

+ 第3号事業（**発電事業、小売電気事業**）の場合

例：ガス小売事業+ガス導管事業+小売電気事業 など

合算

第1号事業にかかるもの

課税方式	所得割 (外形法人の場合は所得割+付加価値割+資本割)
税率	税率表区分②or③or⑤

+

第2号事業にかかるもの

課税方式	収入割
税率	税率表区分①

+

第3号事業にかかるもの

課税方式	収入割+所得割 (外形法人の場合は収入割+付加価値割+資本割)
税率	税率表区分④

添付する計算様式：別記様式第1号～5号（全法人）

〃 6～10号（外形法人のみ）

〃 11号（第3号事業について過去の欠損金が認められる場合のみ）

申告書の様式：第6号様式（その2）、第6号様式別表5（所得金額に関する計算書）、
第6号様式別表6（収入金額に関する計算書） 他

*外形に関する別表類、第6号様式別表5、第6号様式別表9～13、
第10号様式等については、第1号事業にかかるものと第3号事業にか
かるものそれぞれ、計2枚ずつ作成してください。

*第6号様式別表6については、第2号事業にかかるものと第3号事
業にかかるものについてそれぞれ、計2枚作成してください。

（次頁へ）

税額計算の手順 ① 別記様式第1号～第5号を作成します。 (外形法人は第10号まで作成)

- ② ①で作成した**別記様式第5号 (イ+ハ)**の額を、**第6号様式別表5 (第1号事業用)**の(1)に転記し、第1号事業の課税所得合計額(36)を算出します。この額を、**第6号様式 (その2)**の(27)に転記し、第1号事業の所得割税額を計算します。
- ③ ①で作成した**別記様式第5号 (ロ+ニ)**の額を、**第6号様式別表5 (第3号事業用)**の(1)に転記し、第3号事業の課税所得合計額(36)を算出します。この額を、**第6号様式 (その2)**の(39)に転記し、第3号事業の所得割税額を計算します。
- ④ ①で作成した**別記様式第5号**において、第2号事業に区分された(区分できない額のある分額も含む)営業・営業外収益、特別利益等を用いて**第6号様式別表6 (第2号事業用)**を作成し、計の額⑩を**第6号様式 (その2)**の(37)に転記し、第2号事業の収入割税額を計算します。
- ⑤ ①で作成した**別記様式第5号**において、第3号事業に区分された(区分できない額のある分額も含む)営業・営業外収益、特別利益等を用いて**第6号様式別表6 (第3号事業用)**を作成し、計の額⑩を**第6号様式 (その2)**の(45)に転記し、第3号事業の収入割税額を計算します。

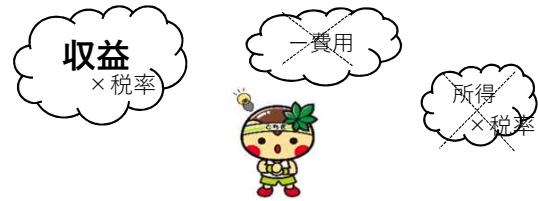
*外形法人の場合は、③の第3号事業にかかる所得割税額の計算は不要です(別表5は、付加価値割額の計算に用いる単年度損益の算定のために作成します。)。また、上記の他に、別記様式第6号～第10号を作成し、第1号事業及び第3号事業にかかる付加価値割、資本割の計算をします。

第6号様式別表6の作成にあたっては、
『3 電気供給業の「収入割」』をご一読ください。



3 電気供給業の「収入割」

収入割とは、各事業年度の**収入金額**を課税標準として課される法人事業税です。



(1) 課税標準となる収入金額の算出

- ① **第6号様式別表6（収入金額に関する計算書）**において下の計算をし、課税標準となる収入金額を求めます。
- ② ①で求めた収入金額を第6号様式（その2）に記載し、収入割税額を計算します。

$$\text{課税標準となる収入金額} = \text{収入すべき金額の総額} - \text{控除すべき金額}$$

（異なる区分の事業を併せて行う場合は、別記様式第5号において、第2号事業または第3号事業に区分された（区分できない額のある分も含む）営業収益・営業外収益・特別利益等を用いて計算します。）

収入すべき金額の総額とは

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。（通（県）3章4の9の1）

下記①～④を除き、原則として雑収入等も含めた全ての収入を計上します。

（収入に含めないもの）

①	貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、貸倒れが生じた日又は、値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除してください。（通（県）3章4の9の1）
②	自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、これを別個に経理している場合、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額は収入金額に含めません。（通（県）3章4の9の3）
③	料金とあわせて収入する消費税に相当する金額は、収入金額に含めません。（消費税免税事業者を除く。）
④	国税及び地方税の還付金は、収入金額に含めません。（還付加算金は受取利息に準じて収入金額から控除すべき金額となります。）

控除すべき金額とは

次ページ以降の表に記載されるものについて、法令等により控除すべき金額とされています。

(2) 控除すべき金額

控除できるものは、下の表に記載のとおりです。
 (寄付金、見舞金、消費税簡易課税等にかかる差益、消費税免税事業者にかかる消費税等、
 下記に記載のないものは控除できませんのでご注意ください。)



国又は地方団体から受けるべき補助金	
1	<p>例 国や地方公共団体から直接・間接的に交付される雇用開発助成金、固定資産税前納報奨金、原子力立地給付金 等</p> <p>* 国や地方団体以外の団体から受ける補助金は控除できません。</p>
参考	法72条の24の2①
固定資産の売却による収入金額	
2	<p>例 自動車や発電設備等の売却益 等</p>
参考	法72条の24の2①
託送供給にかかる料金に相当する収入	
3	<p>例 一般送配電事業者から託送供給を受けて電気の供給を行う場合の、顧客から収入する託送料金相当額（令和5年3月31日までに開始する各事業年度に限る）</p>
参考	法附則第9条第8項、施行令附則第6条の2第2項
一般送配電事業者が特定実用発電用原子炉設置者に交付する、使用済燃料再処理等積立金に相当する収入	
4	<p>例 一般送配電事業者の収入金額のうち、使用済燃料再処理等に要する費用として積み立てるべき金額に相当する収入。（平成28年10月1日～令和2年3月31日までに開始する各事業年度に限る）</p>
参考	旧法附則第9条第18項、旧施行令附則第6条の2第6項
廃炉実施認定事業者が交付を受ける、廃炉積立金に相当する収入	
5	<p>例 廃炉実施認定事業者の収入金額のうち、廃炉積立金として積み立てる金額に相当する収入。（平成29年4月1日～令和4年3月31日までに開始する各事業年度に限る）</p>
参考	法附則第9条第19項、施行令附則第6条の2第6項

		(一社) 日本卸電力取引所における自己約定取引に係る収入	
6	例	日本卸電力取引所において売却（収入として計上）した電気を自ら購入する場合において、当該電気料金として支払うべき金額に相当する収入。 （平成30年4月1日～令和3年3月31日までに開始する各事業年度に限る）	
	参考	法附則第9条第20項、施行令附則第6条の2第7項	
		電気の安定供給確保のため、経済産業省で承認されたグループ会社間取引に係る収入	
7	例	分社化しグループ会社となった電気事業者間の取引に係る収入金額のうち、 <u>事前に経済産業大臣の承認を受けた取引の料金</u> に相当する収入。（平成31年4月1日～令和6年3月31日までに開始する各事業年度に限る）	
	参考	法附則第9条第21項、施行令附則第6条の2第8項、規則附則第2条の8	
		一般送配電事業者が発電事業者に交付する、原子力損害賠償金等に相当する収入	
8	例	一般送配電事業者が顧客から回収した収入のうち、原子力発電事業者に交付する原子力損害賠償負担金及び原子力発電廃炉円滑化負担金の額に相当する収入。（令和2年4月1日～令和7年3月31日までに開始する各事業年度に限る）	
	参考	法附則第9条第22項、施行令附則第6条の2第9項、規則附則第2条の9	
		保険金	
9	例	保険会社から支払われる損害保険金、休業補償金、逸失利益にかかる補償金等 等	
	参考	施行令第22条第1号	
		有価証券の売却による収入金額	
10	例	株式、債券等有価証券の売却により得た収入、解約差益	
	参考	施行令第22条第2号	
		不用品の売却による収入金額	
11	例	消耗品等の不用品の売却により得た収入	
	参考	施行令第22条第3号	

受取利息及び受取配当金	
12	<p>例 預金利息、国債等の利息、株式保有に係る配当金、保険契約に係る配当金、税金の還付加算金（利子の性質）、共済割戻金（配当金に相当） 等</p> <p>参考 施行令第22条第4号</p>
電気供給業事業に必要な施設を設けるため、電気の需要者、その他施設の受益者から収納する金額	
13	<p>例 電気通電のための工事負担金 等</p> <p>参考 施行令第22条第5号</p>
他の<u>電気供給業を行う法人</u>から電気を購入して供給を行った場合の、購入した電気料金相当額	
14	<p>例 * 地方団体、個人供給業者、自家発電を行う者など収入割を課されないものから供給を受けたものについては控除できません。 * 供給を受けた電気を自己で消費した場合には、当該消費に係る電気料金については控除できません。</p> <p>参考 施行令第22条第6号</p>
非化石証書購入金に相当する収入	
15	<p>例 非化石電源利用証書の金額に相当する収入。（令和2年4月1日以後に開始する各事業年度）</p> <p>参考 施行令第22条第7号</p>
再生可能エネルギー固定価格買取制度の賦課金	
16	<p>例 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条に規定する、電気の利用者から受ける賦課金。</p> <p>参考 施行令第22条第8号</p>
損害賠償金	
17	<p>例 設備損壊による弁償金や、利益補填の補償金 等</p> <p>参考 施行令第22条第11号、昭和30年8月10日自治庁告示第29号</p>

投資信託に係る収益分配金	
18	例 投資信託に係る収益分配金
	参考 施行令第22条第11号、昭和30年8月10日自治庁告示第29号
株式手数料	
19	例 株式の売買に係る手数料
	参考 施行令第22条第11号、昭和30年8月10日自治庁告示第29号
社宅貸付料	
20	例 法人の従業者や代表者から収入する社宅・寮家賃、付属駐車場使用料 等
	参考 施行令第22条第11号、昭和30年8月10日自治庁告示第29号
受電設備の取替に伴い、電気需用者から収納する金額	
21	例 需要者の受電設備を取り換える場合において当該需要者から収納する旧受電設備の減価償却額相当額 等
	参考 施行令第22条第11号、昭和34年11月7日自治庁告示第46号
原子力発電の共同研究施設等の費用分担金	
22	例 原子力発電事業者が、規定の費用の分担金として他の法人化から収納する分担金
	参考 施行令第22条第11号、昭和42年3月17日自治省告示第55号
原子力損害賠償・廃炉等支援機構から収納する、特別資金援助に係る資金交付額	
23	例 原子力事業者が、原子力損害賠償・廃炉等支援機構から収納する規定の交付額
	参考 施行令第22条第11号、平成23年8月10日総務省告示第379号

4 記載例(1) <別記様式第1号>

別記様式第1号	
法人名	(株) とちまる不動産
事業年度	R2 年 4 月 1 日から R3 年 3 月 31 日まで
課税番号	01234567

区分経理の要否判定及びあん分率算定表
(電気供給業とその他事業を併せて行っている場合)

実施する事業全てに○		課税方式 (注4)	使用する申告書
第1号事業(注1)	下記第2号事業、第3号事業以外の事業	所得割 (外形法人は、所得割 +付加価値割+資本割)	第3号事業 なし ↓ 第6号様式
第2号事業(注2)	ガス供給業 (導管事業等)	収入割	
	保険業		
	貿易保険業		
第3号事業(注3)	電気供給業 (送電・送配電事業)	収入割+所得割 (外形法人は、収入割 +付加価値割 +資本割)	第3号事業 あり ↓ 第6号様式 (その2)
	電気供給業 (小売電気事業)		

(注1) 法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業
(注2) 法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業
(注3) 法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業
(注4) 同じ課税方式であっても、事業によって税率が異なりますのでご注意ください。

1 区分経理の要否判定
下記の判定が0.1以下の事業については、主たる事業の課税方式で申告することが可能です。

事業の内訳	主たる事業 1つに○(注5)	売上金額(営業収益) (注6)	判定 (左記の売上金額÷ 主たる事業の売上金額)
第1号事業	○	(1) 50,000,000 円	(主たる事業)
第2号事業		(2) 70,000 円	0.00
第3号事業		(3) 12,000,000 円	0.24
合計 損益計算書の売上金額(営業収益)の合計と一致(注6)		(4) 62,070,000 円	

(注5) 主たる事業が明確でない場合は、売上金額が最も大きいものとしてください。
(注6) “営業外収益”や“税務調整(法人税別表4加算及び減算)”において、売上金額が計上されている場合は、その額も加減算してください。その場合は、加算額の内訳がわかる資料を添付してください。

2 あん分率の算定

売上金額(営業収益)		あん分率 (左記の売上金額 ÷ (4))	
*主たる事業の課税方式で申告する額は含めません。 (1の判定で0.1以下であること)			
第1号事業	(1) 50,070,000 円 (5)	0.80666988	別記様式 第5号 ①へ
第2号事業	(2) 0 円 (6)	0.00000000	別記様式 第5号 ②へ

※小数点以下第8位まで算出
(第9位以下切り捨て)

～はじめに～

事業の区分により、作成すべき様式が変わります。

『2 課税方式と法人事業税額計算の手順』(3頁～)をご確認の上、
別記様式第1号から順に作成してください。



① 実施する事業全てに○を記入します。

* 第2号事業及び第3号事業に該当する事業以外は、全て第1号事業となります。
例：本業は不動産業だが、事業所の屋根を使い太陽光発電事業を行っている。
→第1号事業(不動産業)と第3号事業(発電事業)に○

② 主たる事業(1つのみ)に○を記入します。

* 主たる事業が明確でない場合は、売上金額が最も大きいものとしてください。

③ 売上金額(営業収益)を記入します。

* 損益計算書等から、売上金額(営業収益)を転記してください。
* 税込経理の場合は税込額、税抜経理の場合は税抜額をそのまま記載してください。
* 営業外収益や税務調整(法人税別表4加算及び減算)において、事業の売上金額が計上されている場合は、その額も加減算してください。(この場合は、内容がわかる資料を添付してください。)

④ ③の売上金額を、主たる事業の売上金額で除算し、判定します。

* 判定が0.1以下となる軽微な附帯事業については、主たる事業の課税方式に含めて申告することが可能です。

⑤ ③の売上金額(1)及び(2)を転記します。

* ④において、主たる事業の課税方式に含めて申告することを選択した場合は、その売上も合算して記載してください。

⑥ 左の売上金額を1(4)の合計額で除算し、第1号事業及び第2号事業のあん分率を算出します。

* このあん分率は、別記様式第5号以降の事業共通収益や事業共通費用等のあん分計算に用います。
(別記様式第5号の①及び②に転記します。)

4 記載例(1) <別記様式第2号>

別記様式第2号

販売費及び一般管理費に関する明細書


(単位:円)

販売費及び一般管理費	総額	区分経理できる額			区分経理できない額
		第1号事業 (注1)	第2号事業 (注2)	第3号事業 (注3)	
役員報酬	1,000,000				1,000,000
給与	2,700,000				2,700,000
減価償却費	8,500,000	2,000,000		6,000,000	500,000
水道光熱費	600,000				600,000
保険料	200,000			200,000	
雑費	50,000				50,000
別記様式第5号に転記	a (=b+c+d+e)	b	c	d	e
合計	13,050,000	2,000,000	0	6,200,000	4,850,000

(エクセルシートを使用する場合、合計が合わない则表示ができません。)

(注1)法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業
 (注2)法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業
 (注3)法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業

別記様式第1号に続いて作成します。
 (決算書類と相違のないようご記入ください。)



① 総額
 ・販売費及び一般管理費の内訳を記載します。
 (決算書類と相違のないように転記してください。)

② 区分経理できる額
 ・①の額について、第1号～第3号事業に区分できるものを記載します。

③ 区分経理できない額
 ・②に記載できない、共通の経費について記載します。

*ここに記載された金額は、別記様式第5号におけるあん分計算により、各事業に区分されます。(別記様式第1号で算定したあん分率を使用)

④ 合計 a～e の金額を、別記様式第5号の a～e に転記します。

4 記載例(1) <別記様式第3号>

別記様式第3号

営業外収益及び費用に関する明細書

(単位:円)

	総額	区分できる額			区分 できない額
		第1号事業 (注1)	第2号事業 (注2)	第3号事業 (注3)	
雑収入(税還付金)	20,000				20,000
受取利息	4,000				4,000
有価証券売却益	500,000				500,000
自動販売機地代	5,000			5,000	0
雑収入(消費税差益)	500				500
別記様式第5号に転記	f (=g+h+i+j)	g	h	i	j
合計	529,500	0	0	5,000	524,500


1 営業外収益

2 営業外費用

(単位:円)

	総額	区分できる額			区分 できない額
		第1号事業 (注1)	第2号事業 (注2)	第3号事業 (注3)	
支払利息	10,000				10,000
有価証券売却損	500,000				500,000
別記様式第5号に転記	k (=l+m+n+o)	l	m	n	o
合計	510,000	0	0	0	510,000

別記様式第1～2号に続いて作成します。
(決算書類と相違のないようご記入ください。)



① 総額
・営業外収益の内訳を記載します。
(決算書類と相違のないように転記してください。)

② 区分できる額
・①の額について、第1号～第3号事業に区分できるものを記載します。

③ 区分できない額
・②に記載できない、共通の収益について記載します。

*ここに記載された金額は、別記様式第5号においてあん分計算により各事業に区分されます。(別記様式第1号で算定したあん分率を使用)

④ 合計 f～j の金額を、別記様式第5号の f～j に転記します。

(エクセルシートを使用する場合、合計が合わない则表示がでます。)

⑤ 営業外費用も同様に記載し、合計 k～o の金額を、別記様式第5号の k～o に転記します。

4 記載例(1) <別記様式第4号>

別記様式第4号

法人税の計算における税務加算及び減算に関する明細書

1 税務加算 (単位:円)


	総額	区分できる額			区分 できない額
		第1号事業 (注1)	第2号事業 (注2)	第3号事業 (注3)	
損金経理をした納税充当金	81,400				81,400
役員給与の損金不算入額	200,000				200,000
寄付金の損金不算入額	100,000				100,000
別記様式5号に転記	$p (=q+r+s+t)$	q	r	s	t
合計	381,400	0	0	0	381,400

2 税務減算 (単位:円)

	総額	区分できる額			区分 できない額
		第1号事業 (注1)	第2号事業 (注2)	第3号事業 (注3)	
別記様式5号に転記	$u (=v+w+x+y)$	v	w	x	y
合計	0	0	0	0	0

(注1)法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業
(注2)法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業
(注3)法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業

別記様式第1～3号に続いて作成します。
(法人税別表4と相違のないようご記入ください。)



① 総額
・法人税別表4において加算した額を記載します。
(法人税別表4と相違のないよう転記してください。)

② 区分できる額
・①の額について、第1号～第3号事業に区分できるものを記載します。

③ 区分できない額
・②に記載できない、共通の加算額について記載します。
*ここに記載された金額は、別記様式第5号においてあん分計算により各事業に区分されます。(別記様式第1号で算定したあん分率を使用)

④ 合計 p～t の金額を、別記様式第5号の p～t に転記します。


(エクセルシートを使用する場合、合計が合わない则表示が出来ます。)

⑤ 税務減算も同様に記載し、合計 u～y の金額を、別記様式第5号の u～y に転記します。

4 記載例(1) <別記様式第5号>

所得金額に関する区分計算書 (電気供給業(発電及び小売)と、その他の事業を併せて行う場合)							別記様式第5号		
法人名	(株)とちまる不動産	事業年度	R2年 4月 R3年 3月	1日から 31日まで	課税番号	01234567			
総額	総額の事業別区分						「区分できない額」(A)のあん分計算		
	科目	金額	第1号事業(注1)	第2号事業(注2)	第3号事業(注3)	区分できない額 A	第1号事業 ① あん分率 別記様式第1号 の(5)より転記 0.80666988	第2号事業 ② あん分率 別記様式第1号 の(6)より転記 0.00000000	第3号事業
						A×①(切捨て)	A×②(切捨て)	C	(A-B-C)
売上高営業収益	62,070,000	50,070,000	0	12,000,000	0	0	0	0	0
売上原価	5,000,000	5,000,000	0	0	0	0	0	0	0
別記様式第2号から転記	a	b	c	d	e				
販売費及び一般管理費	13,050,000	2,000,000	0	6,200,000	4,850,000	3,912,348	0	937,652	
別記様式第3号から転記	f	g	h	i	j				
営業外収益	529,500	0	0	5,000	524,500	423,098	0	101,402	
別記様式第3号から転記	k	l	m	n	o				
営業外費用	510,000	0	0	0	510,000	411,401	0	98,599	
特別利益	150,000	150,000	0	0	0	0	0	0	0
特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0
税引前当期利益	44,189,500	43,220,000	0	5,805,000	△ 4,835,500	△ 3,900,661	0	△ 934,849	
法人税及び法人住民税	100,000	0	0	0	100,000	80,666	0	19,334	
当期利益	44,089,500	43,220,000	0	5,805,000	△ 4,935,500	△ 3,981,317	0	△ 954,183	
別記様式第4号から転記	p	q	r	s	t				
税務加算	381,400	0	0	0	381,400	307,663	0	73,737	
別記様式第4号から転記	u	v	w	x	y				
税務減算	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人税別表4(34)合計と一致									
法人税所得	44,470,900	43,220,000	0	5,805,000	△ 4,554,100	△ 3,673,654	0	△ 880,446	
第6号様式									
事業税加算	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業税減算	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	44,470,900	43,220,000	0	5,805,000	△ 4,554,100	△ 3,673,654	0	△ 880,446	
		イ		ロ		ハ		ニ	

別記様式第1～4号に続いて作成します。
この様式で、第1号事業及び第3号事業の所得が算出されます。
(決算書類等と相違のないようご記入ください。)



- ① 税込経理・税抜経理、いずれか該当する方に○を記入します。
- ② 総額(損益計算書部分)
・損益計算書より、売上高(営業収益)～当期利益までの額を全て記載します。
(税込経理、税抜経理いずれを採用していても、損益計算書の金額をそのまま転記してください。)
- ③ 総額(法人税別表4部分)
・法人税別表4より、当期における税務加減算の額を全て記載します。
*「法人税所得」の額が、法人税別表4(34)合計の額と一致することを確認してください。
- ④ 総額(第6号様式別表5部分)
・第6号様式別表5において記載すべき加減算の額があれば、記載します。
- ⑤ 区分できる額
・②～④の額について、第1号～第3号事業に区分できるものを記載します。(a～yは、別記様式第2号～4号から転記します。)
- ⑥ 区分できない額
・⑤の区分ができない、共通の額について記載します。(a～yは、別記様式第2号～4号から転記します。)
*ここに記載された金額は、⑦においてあん分計算により各事業に区分されます。(別記様式第1号で算出したあん分率を使用)
- ⑦ 「区分できない額」(A)のあん分計算
(⑥において「区分できない額」に記載された額を、あん分率を用いて第1号～第3号事業に区分します。)
・あん分率①及び②は、別記様式第1号の(5)及び(6)から転記します。
・初めに、第1号事業の額Bを計算します(A×①(切捨て))。次に、第2号事業の額Cを計算します(A×②(切捨て))。最後に、第3号事業の額を計算します(A-B-C)
- ⑧ 第1号事業にかかる所得割課税所得(イ+ハ)
・この額が、第1号事業に区分された所得金額の総額です。
・この額を、第6号様式別表5(法第72条の2第1項第1号に掲げる事業)の⑩へ転記し、第1号事業の課税標準となる所得金額を算定します。
- ⑨ 第3号事業にかかる所得割課税所得(ロ+ニ)
・この額が、第3号事業に区分された所得金額の総額です。
・この額を、第6号様式別表5(法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)の⑩へ転記し、第3号事業の課税標準となる所得金額を算定します。


4 記載例(1) < 別記様式第 6 号 >

報酬給与額に関する区分計算書 (その1)							別記様式第 6 号
役員又は使用人に対する給与							
事務所又は事業所 名称	所在地	期末の 従業員数 (人)	給与の額 (円)				
			第 1 号事業	第 2 号事業	第 3 号事業	区分困難なもの	
小 計							
加算又は減算							
計			ア	イ	ウ	エ	
総額 (ア+イ+ウ+エ)			オ				
第 1 号事業にかかる額			ア+ (エ×別記様式第 1 号 (5))	カ	→ 地方税法施行規則第 6 号様式別表 5 の 3 (第 1 号事業) の③欄へ転記		
第 2 号事業にかかる額			イ+ (エ×別記様式第 1 号 (6))	キ	(使用しない)		
第 3 号事業にかかる額			ウ+ (オ-カ-キ)	ク	→ 地方税法施行規則第 6 号様式別表 5 の 3 (第 3 号事業) の③欄へ転記		
役員又は使用人のために支出する掛金等							
掛金等の額 (円)							
			第 1 号事業	第 2 号事業	第 3 号事業	区分困難なもの	
退職金共済制度に基づく掛金			1				
確定給付企業年金に係る規約に基づく掛金又は保険料			2				
企業型年金規約に基づく事業主掛金			3				
個人型年金規約に基づく事業主掛金			4				
勤労者財産形成給付金契約に基づく信託金等			5				
勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等			6				
厚生年金基金の事業主負担の掛金及び徴収金			7				
7-R 事業主として負担する掛金及び負担金の総額			8				
代行相当部分			9				
適格退職年金契約に基づく掛金及び保険料			10				
計			ケ	コ	サ	シ	
第 1 号事業にかかる額			ケ+ (シ×別記様式第 1 号 (5))	ス	→ 地方税法施行規則第 6 号様式別表 5 の 3 (第 1 号事業) の④欄へ転記		
第 2 号事業にかかる額			コ+ (シ×別記様式第 1 号 (6))	セ	(使用しない)		
第 3 号事業にかかる額			ケ+コ+サ+シ-ス-セ	ソ	→ 地方税法施行規則第 6 号様式別表 5 の 3 (第 3 号事業) の④欄へ転記		
適格年金返還金額のうち厚生年金基金への事業主払込相当額			11				
適格年金返還金額のうち確定給付企業年金基金への事業主払込相当額			12				
適格年金返還金額のうち他の適格年金への事業主払込相当額			13				
適格年金返還金額のうち特定退職金共済への事業主払込相当額			14				
適格年金の要留保額移管の場合における資産価額相当額			15				
適格年金返還金額のうち企業型年金の個人別管理資産への事業主払込相当額			16				
適格年金返還金額のうち企業型年金の過去勤務債務等に充てる事業主払込相当額			17				
計			タ	チ	ツ	テ	
第 1 号事業にかかる額			タ+ (テ×別記様式第 1 号 (5))	ト	→ 地方税法施行規則第 6 号様式別表 5 の 3 (第 1 号事業) の⑤欄へ転記		
第 2 号事業にかかる額			チ+ (テ×別記様式第 1 号 (6))	ナ	(使用しない)		
第 3 号事業にかかる額			タ+チ+ツ+テ-ト-ナ	ニ	→ 地方税法施行規則第 6 号様式別表 5 の 3 (第 3 号事業) の⑤欄へ転記		

別記様式第 6～10号は、下記の**全て**に該当する法人のみ作成します。

- ・外形法人(事業年度末時点において、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人)
- ・第 1 号事業又は第 3 号事業を実施する法人 (両方を実施するものも含む)
- ・2 つ以上の区分の事業を実施する法人 (第 1 号事業+第 2 号事業、第 1 号事業+第 3 号事業など)

外形法人にかかる、
第 1 号事業及び第 3 号事業の
付加価値割及び資本割の計算をします。



① 役員又は使用人に対する給与

- ・第 6 号様式別表 5 の 3 に通常記載すべき額を、第 1 号～第 3 号事業に区分して記載します。
- ・区分できない共通のものは、「区分困難なもの」の欄に記載します。

② 記載のとおり計算し、各別表に転記します。

③ 役員または使用人のために支出する掛金等

- ・①、②と同様に、第 6 号様式別表 5 の 3 に通常記載すべき額を区分計算し、各別表に転記します。

4 記載例(1) <別記様式第7号>

別記様式第6～10号は、下記の**全てに該当**する法人のみ作成します。

- ・外形法人(事業年度末時点において、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人)
- ・第1号事業又は第3号事業を実施する法人(両方を実施するものも含む)
- ・2つ以上の区分の事業を実施する法人(第1号事業+第2号事業、第1号事業+第3号事業など)

別記様式第7号

報酬給与額に関する区分計算書(その2)

労働者派遣等を受けた法人							
派遣をした者(派遣元)		派遣元に支払う金額(円)				労働者派遣の概要	
氏名又は名称	住所又は所在地	第1号事業	第2号事業	第3号事業	区分困難なもの	派遣労働者数(人)	労働時間数(時間)
第1号事業にかかる額	ヌ+ (ハ×別記様式第1号(5))	ヒ					→ 地方税法施行規則第6号様式別表5の3の2(第1号事業)の①欄へ転記
第2号事業にかかる額	ネ+ (ハ×別記様式第1号(6))	フ					(使用しない)
第3号事業にかかる額	ヌ+ネ+ノ+ハ+ヘ	ヘ					→ 地方税法施行規則第6号様式別表5の3の2(第3号事業)の①欄へ転記

① 労働者派遣等を受けた法人

- ・第6号様式別表5の3の2に通常記載すべき額を、第1号～第3号事業に区分して記載します。
- ・区分できない共通のものは、「区分困難なもの」の欄に記載します。

② 記載のとおり計算し、各別表に転記します。

4 記載例(1) <別記様式第8号>

別記様式第8号

純支払利息に関する区分計算書

支払利息							借入金等の 期末現在高 (円)
区分	借入先		期中の支払利息額 (円)				
	氏名又は名称	住所又は所在地	第1号事業	第2号事業	第3号事業	区分困難なもの	
計			ホ	マ	ミ	ム	
総額 (ホ+マ+ミ+ム)			メ				
第1号事業にかかる額	ホ+ (ム×別記様式第1号(5))		モ				
第2号事業にかかる額	マ+ (ム×別記様式第1号(6))		ヤ				
第3号事業にかかる額	メーモーヤ		ユ				
計							ヨ
総額 (ヨ+ワ+ヲ+ン)			あ				
第1号事業にかかる額	ヨ+ (ン×別記様式第1号(5))		い				
第2号事業にかかる額	ワ+ (ン×別記様式第1号(6))		う				
第3号事業にかかる額	あーいーう		え				

別記様式第6～10号は、下記の**全てに該当**する法人のみ作成します。

- ・外形法人(事業年度末時点において、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人)
- ・第1号事業又は第3号事業を実施する法人 (両方を実施するものも含む)
- ・2つ以上の区分の事業を実施する法人 (第1号事業+第2号事業、第1号事業+第3号事業など)

① 支払利息
 ・第6号様式別表5の4に通常記載すべき額を、第1号～第3号事業に区分して記載します。
 ・区分できない共通のものは、「区分困難なもの」の欄に記載します。

② 記載のとおり計算し、各別表に転記します。

③ 受取利息
 ・①、②と同様に、第6号様式別表5の4に通常記載すべき額を区分計算し、各別表に転記します。

4 記載例(1) <別記様式第9号>

純支払賃借料に関する区分計算書 別記様式第9号

支払賃借料

土地の用途又は家庭の用途 若しくは名称 所在地	貸主の氏名又は名称 住所又は所在地	契約期間	期中の支払賃借料 (円)			
			第1号事業	第2号事業	第3号事業	区分困難なもの
計			お	か	き	く
総額 (お+か+き+く)			け			
第1号事業にかかる額	お+ (く×別記様式第1号(5))	こ	→ 地方税法施行規則第6号様式別表5の5 (第1号事業)の①欄へ転記			
第2号事業にかかる額	か+ (く×別記様式第1号(6))	さ	(使用しない)			
第3号事業にかかる額	けーこーさ	し	→ 地方税法施行規則第6号様式別表5の5 (第3号事業)の①欄へ転記			

受取賃借料

土地の用途又は家庭の用途 若しくは名称 所在地	借主の氏名又は名称 住所又は所在地	契約期間	期中の受取賃借料 (円)			
			第1号事業	第2号事業	第3号事業	区分困難なもの
計			す	せ	そ	た
総額 (す+せ+そ+た)			ち			
第1号事業にかかる額	す+ (た×別記様式第1号(5))	つ	→ 地方税法施行規則第6号様式別表5の5 (第1号事業)の②欄へ転記			
第2号事業にかかる額	せ+ (た×別記様式第1号(6))	て	(使用しない)			
第3号事業にかかる額	ちーつーて	と	→ 地方税法施行規則第6号様式別表5の5 (第3号事業)の②欄へ転記			

別記様式第6～10号は、下記の**全てに該当**する法人のみ作成します。

- ・外形法人(事業年度末時点において、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人)
- ・第1号事業又は第3号事業を実施する法人 (両方を実施するものも含む)
- ・2つ以上の区分の事業を実施する法人 (第1号事業+第2号事業、第1号事業+第3号事業など)

① 支払賃借料

- ・第6号様式別表5の5に通常記載すべき額を、第1号～第3号事業に区分して記載します。
- ・区分できない共通のものは、「区分困難なもの」の欄に記載します。

② 記載のとおり計算し、各別表に転記します。

③ 受取賃借料

- ・①、②と同様に、第6号様式別表5の5に通常記載すべき額を区分計算し、各別表に転記します。

4 記載例(1) <別記様式第10号>

別記様式第6～10号は、下記の**全てに該当**する法人のみ作成します。

- ・外形法人(事業年度末時点において、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人)
- ・第1号事業又は第3号事業を実施する法人(両方を実施するものも含む)
- ・2つ以上の区分の事業を実施する法人(第1号事業+第2号事業、第1号事業+第3号事業など)

収入金額課税事業をあわせて行う法人						
事務所又は事業所		期末の 従業者数 (人)	事業年度末における従業者数(人)			
名称	所在地		第1号事業	第2号事業	第3号事業	区分困難なもの
総従業者数(な+に+ぬ+ね)		の	→ 地方税法施行規則第6号様式別表5の2の3④欄へ転記			
第1号事業にかかる総従業者数	な+(ね×別記様式第1号(5))	は	→ 地方税法施行規則第6号様式別表5の2の3(第1号事業)③欄へ転記			
第2号事業にかかる総従業者数	に+(ぬ×別記様式第1号(6))	ひ	(使用しない)			
第3号事業にかかる総従業者数	の-は-ひ	ふ	→ 地方税法施行規則第6号様式別表5の2の3(第3号事業)③欄へ転記			

① 事業年度末における従業者数

- ・第6号様式別表5の2の3に通常記載すべき期末の従業者数を、第1号～第3号事業に区分して記載します。
- ・区分できない共通のものは、「区分困難なもの」の欄に記載します。

② 記載のとおり計算し、各別表に転記します。

- ・転記し計算した別表5の2の3の②の額を別表5の2の⑩に転記し、第1号事業及び第3号事業の課税標準となる資本金等の額をそれぞれ計算します。

4 記載例(1) <別記様式第11号>

この様式は、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第6条第2項の特例に該当する場合のみ作成します。

1 特例の概要

対象の事業年度について、第3号事業にかかる所得を、その事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例により算定していたものとみなします。

→ 該当事業年度の法人税所得にかかる欠損金額は、その額を所得（欠損金）として採用する第3号事業所得割においても欠損金として認識します。これにより欠損金額として認識された額は、翌期以降の第3号事業所得割にかかる所得から控除することが可能です。

2 対象となる法人

令和2(2020)年4月1日以後最初に開始する事業年度（最初事業年度）の開始の日の前日を含む事業年度において、第3号事業（発電事業及び小売電気事業等）を行っていた法人

3 対象となる期間

最初事業年度開始の前日10年以内に開始した各事業年度

		事業年度	R2年 4月 1日から R3年 3月 31日まで	法人名		
					(株)とちまる不動産	
令和2(2020)年改正法附則第6条第2項の適用を受ける法人の法第72条の2第1項第3号に係る事業に関する欠損金額及び災害損失金の明細書		別記様式第11号				
事業年度	改正法により第3号事業に該当することとなった事業にかかる欠損金額(注1)	①の額が区分されていない場合の計算(注2)				改正後欠損金額(①又は⑥の額) *第6号様式別表9(第3号事業)の③に転記
		法人税別表七(1)における控除未済欠損金額 ②	改正法により第3号事業に該当することとなった事業にかかる売上金額 ③ 総売上金額 ④	按分率 (③÷④) ⑤	欠損金額 (②×⑤) ⑥	
H22年 4月 1日から H23年 3月 31日まで		7,000,000	300,000円	1.00000000	7,000,000	7,000,000円
H23年 4月 1日から H24年 3月 31日まで		6,000,000	400,000円	1.00000000	6,000,000	6,000,000
H24年 4月 1日から H25年 3月 31日まで		5,000,000	500,000円	1.00000000	5,000,000	5,000,000
H25年 4月 1日から H26年 3月 31日まで		6,000,000	500,000円	0.71428571	4,285,715	4,285,715
H26年 4月 1日から H27年 3月 31日まで		4,000,000	700,000円	0.50000000	2,000,000	2,000,000
H27年 4月 1日から H28年 3月 31日まで	2,000,000		500,000円			2,000,000
H28年 4月 1日から H29年 3月 31日まで	1,700,000		1,000,000円			1,700,000
H29年 4月 1日から H30年 3月 31日まで	1,500,000					1,500,000
H30年 4月 1日から H31年 3月 31日まで	800,000					800,000
H31年 4月 1日から R2年 3月 31日まで	600,000					600,000
合 計						

1 第3号事業に該当する欠損金額(①の額)が区分できる場合

改正前別記様式第2号(所得金額に関する区分計算書(電気供給業とその他の事業を併せて行っている場合))を提出していた場合は、当該改正前様式第2号の「ハ+ニ」の額を記載し、改正後欠損金額とします。

(注1) 法第72条の2第1項第3号に係る事業(発電事業及び小売電気事業)にかかる欠損金額が明確に区分されている場合のみ記載してください。

(注2) ①の額が明確に区分されていない場合は、こちらで売上金額によるあん分計算をし、改正後欠損金額を算定してください。

2 第3号事業に該当する欠損金額(①の額)が不明な場合

(②~⑥の欄を使い、法人税における各事業年度の控除未済欠損金額をあん分します。)

②の欄に、法人税別表7(1)における控除未済欠損金額を記載します。

↓

③の欄に、第3号事業に該当する売上金額を記載します。

↓

④の欄に、総売上金額を記載します。

↓

⑤の計算をします。(小数点第9位以下を切捨て)

↓

⑥の計算をします。(小数点以下切上げ)

この額を改正後欠損金額とします。

第1号事業と第3号事業を併せて行っている場合は、**繰越欠損金の明細(第6号様式別表9)**を、**第1号事業分と第3号事業分それぞれに計2枚作成し、管理**します。

第1号事業にかかる欠損金については翌期以降の**第1号事業**にかかる所得から控除し、**第3号事業**にかかる欠損金については翌期以降の**第3号事業**にかかる所得から控除することができます。



4 記載例(2) < 第6号様式別表6 >

収入金額に関する計算書 (法第72条の2第1項 第2号に掲げる事業) (法第72条の2第1項 第3号に掲げる事業)		事業 年度	R 2. 4. 1 R 3. 3. 31	法人名	(株)とちまる不動産
摘 要			金 額		
法第72条の24の2第1項の規定による収入金額	収入金額の総額	売電収入		12,000,000	円
		受取利息		774	
		有価証券売却益		96,666	
		雑収入(消費税差益)		97	
		自動販売機地代		5,000	
		計	①	12,102,537	
控除される金額	控除される金額	受取利息		774	
		有価証券売却益		96,666	
		計	②	97,440	
差引計 ①-②		③	12,005,097		
	法附則第9条第8項の規定による控除額	④			
	法附則第9条第10項の規定による控除額	⑤			
	法附則第9条第19項の規定による控除額	⑥			
	法附則第9条第20項の規定による控除額	⑦			
	法附則第9条第21項の規定による控除額	⑧			
	法附則第9条第22項の規定による控除額	⑨			
計 ③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨		⑩	12,005,097		

第六号様式別表六

第2号事業のみ又は第3号事業のみの場合は、損益計算書や雑益の内訳等を参考に記載してください。
異なる区分の事業を併せて行う場合は、先に別記様式第1号～第5号を作成し、収入を各事業に区分した後に記載してください。



① 事業の区分

- ・いずれかに○をつけてください。
- ・第2号事業と第3号事業を併せて行う場合は、それぞれ別に計2枚作成します。

② 収入金額の総額

- ・『3 電気供給業の「収入割」』(12頁)をお読みの上、「収入すべき金額」に該当する収入を記載してください。
- ・異なる区分の事業を併せて行う場合は、別記様式第5号において、第2号事業または第3号事業に該当する営業収益、営業外収益、特別利益等を記載してください。(次頁参照)
- ・別記様式第5号において「区分できない額」としてあん分計算されたものは、あん分計算により第2号事業または第3号事業分として算定された額を記載してください。(次頁参照)

第1号事業の収益は記載しません。



③ 控除される金額

- ・②で収入金額の総額に計上した額の内、「控除すべき金額」に該当する額を記載してください。
- ・控除できるものについては、13頁を参照してください。

④ 計

- ・計の額を、第6号様式(その2)の④(第3号事業収入割の収入金額総額)に転記します。(第2号事業に関して記載した場合は、第2号事業収入割の収入金額総額の欄に転記してください。)

収入金額に関する計算書 (法第72条の2第1項第2号第3号に掲げる事業)	事業年度 R2.4.1 R3.3.31	法人名 (株)とちまる不動産	金額
摘要			
収入金額の総額			
売電収入			12,000,000 円
受取利息			774
有価証券売却益			96,666
雑収入(消費税差益)			97
自動販売機地代			5,000
計	①		12,102,537
控除される金額			
受取利息			774
有価証券売却益			96,666
計	②		97,440
差引計 ①-②	③		12,005,097

異なる区分の事業を併せて行う場合

別記様式第5号 所得金額に関する区分計算書
(供給業(発電及び小売)と、その他の事業を併せて行う場合)

法人名 (株)とちまる不動産		事業年度 R2年4月1日から R3年3月31日まで	課税番号 01234567		
総額	総額の事業別区分 (単位:円)				
損益計算書 (損益計算書、法人税別表4等より転記)	科目	金額	「区分できない額」(A)のあん分計算		
			第1号事業(注1)	第2号事業(注2)	第3号事業(注3)
売上高営業収益	62,070,000	50,070,000	0	12,000,000	0
売上原価	5,000,000	5,000,000	0	0	0
販売費及び一般管理費	13,050,000	2,000,000	0	6,200,000	4,850,000
営業外収益	529,500	0	0	5,000	524,500
営業外費用	510,000	0	0	510,000	411,401
特別利益	150,000	150,000	0	0	0
特別損失	0	0	0	0	0
税引前当期利益	44,189,500	43,220,000	0	5,805,500	4,835,500

注: ①「区分できない額」(A)のあん分計算
 第1号事業 あん分率 0.80666988
 第2号事業 あん分率 0.00000000
 第3号事業 あん分率 (別記様式第1号の(5)より転記)
 0.80666988
 A×①(切捨て) B A×②(切捨て) C (A-B-C)

* 別記様式第5号において、太い線で囲われた部分が、第2号事業または第3号事業に該当する収入です。
 (税務加減算の額に収益が計上されている場合は、併せて記載してください。)
 * 第2号事業または第3号事業に「区分できる額」については、その額をそのまま第6号様式別表6に記載してください。
 * 「区分できない額」としてあん分計算された額に、収入とすべき額または控除すべき額と、それ以外の額が混在する場合は、下記の要領で、該当の科目について記載すべき額を算定してください。

別記様式第5号において「区分できない額」としてあん分計算された額に、収入とすべき額または控除すべき額と、それ以外の額が混在する場合

別記様式第3号 営業外収益及び費用に関する明細書

内訳	総額	区分できる額			区分できない額
		第1号事業	第2号事業	第3号事業	
雑収入(税還付金)	20,000				20,000
受取利息	4,000				4,000
有価証券売却益	500,000				500,000
雑収入(消費税差益)	500				500
自動販売機地代	5,000			5,000	0
合計	f (=g+h+i+j)	g	h	i	j
合計	529,500	0	0	5,000	524,500

① 「区分できない額」に、収入に含める額があるか確認します。

収入となるか	(控除すべき額となるか)
収入に含めない	控除すべき額
収入に含める	控除すべき額
収入に含める	控除しない
収入に含める	控除しない

② 第3号事業に「区分できる額」は、その額をそのまま記載します。

区分できる額 (第3号事業分)
自動販売機地代 5,000
(合計) 5,000

③ 「区分できない額」については、別記様式第5号のあん分計算の例により、第3号事業分を算出して記載します。

区分できない額	第1号事業 あん分率①	第2号事業 あん分率②	区分できない額 (第3号事業分)
A	B	C	
	A×①	A×②	(A-B-C)
雑収入(税還付金)	20,000	16,133	3,867
受取利息	4,000	3,226	774
有価証券売却益	500,000	403,334	96,666
雑収入(消費税差益)	500	403	97
(合計)	524,500	423,096	101,404

5 申告書及び添付すべき書類

1 中間申告及び確定申告書

【第3号事業（発電・電気小売事業）を行わない場合】

規則第6号様式

【第3号事業（発電・電気小売事業）を行う場合】

規則第6号様式（その2）

2 別記様式及び添付資料

*⑥以降については『2 課税方式と法人事業税額計算の手順』をお読みの上、それぞれの事業区分に応じて作成すべきものをご提出ください。

*⑧⑩⑪⑬については、第1号事業と第3号事業にかかる事業を併せて申告する場合、第1号事業にかかるものと第3号事業にかかるものそれぞれ、計2枚ずつ作成してください。

*⑨については、第2号事業と第3号事業にかかる事業を併せて申告する場合、第2号事業にかかるものと第3号事業にかかるものそれぞれ、計2枚ずつ作成してください。

*下記の他、必要に応じて別表等を追加してください。

① 法人税法施行規則様式別表4	(必ず添付)
② 消費税申告書	(収入金額から消費税相当額を控除する場合に添付) * 税込経理を採用し、かつ免税事業者ではない場合のみ
③ 貸借対照表	(必ず添付)
④ 損益計算書	(必ず添付)
⑤ 雑益、雑損失の内訳書	(必ず添付)
⑥ 別記様式第1号～第5号	区分経理の要否判定及びあん分率算定表 他あん分計算等にかかる計算様式
⑦ 別記様式第11号	令和2(2020)年改正法附則第6条第2項の適用を受ける法人の法第72条の2第1項第3号に係る事業に関する欠損金額及び災害損失金の明細書
* ⑧ 規則第6号様式別表5	所得金額に関する計算書
* ⑨ 規則第6号様式別表6	収入金額に関する計算書
* ⑩ 規則第6号様式別表9	欠損金額等及び災害損失金の控除明細書
* ⑪ 規則第10号様式	課税標準の分割に関する明細書

栃木県に主たる事業所が所在する外形法人は、上記に加えて下記の資料を添付してください。

⑫ 別記様式第6号～第10号	付加価値割及び資本割のあん分計算にかかる計算様式
* ⑬ 規則第6号様式別表5の2～5の6	付加価値額に関する計算書他明細等

6 よくあるご質問

いろいろな電気供給業（小売電気事業者）

Q 1	当社は、一般家庭向けに電気を販売する小売電気事業者ですが、この場合、法人事業税の「電気供給業」に該当しますか。
A 1	該当します。地方税法における「電気供給業」とは現に電気を供給する実態のある事業をいいます。

いろいろな電気供給業（電気事業法の届出を要しない事業形態）

Q 2	当社は、発電設備等が一定規模未満のため電気事業法の届出が不要ですが、法人事業税の「電気供給業」に該当しますか。
A 2	該当します。地方税法における「電気供給業」とは現に電気を供給する実態のある事業をいいます。

いろいろな電気供給業（子会社等への電気供給）

Q 3	自社の工場で発電した電気の一部分を工場敷地内にある子会社に供給しています。この場合、法人事業税においては「電気供給業」に該当しますか？
A 3	該当します。地方税法における「電気供給業」とは現に電気を供給する実態のある事業をいいます。

準備期間

Q 4	電気供給業を行うために設立された法人ですが、発電施設の建設を行っているだけで、まだ、電気供給を開始していない事業年度の課税はどうなりますか？
A 4	現に電気の供給を行っていない間は、法人事業税における「電気供給業」には該当しません。

予定（中間）申告について

Q 5	電気供給業を行う法人で収入割を申告している法人ですが、予定（中間）申告義務はありますか。
A 5	収入割を申告する法人で事業年度が6月を超える法人は、予定（中間）申告義務があります。

日本卸電力取引所での取引（売却）

Q 6	日本卸電力取引所を通して電気を売却しています。取引所からは、売買代金から売買手数料を差し引いた差額が支払われていますが、課税標準の算定にあたっては、手数料等を差し引いた後の金額を「収入すべき金額」とすればよいですか。
A 6	売上代金から取引所に支払う売買手数料（一般社団法人日本卸電力取引所取引規程第24条）が差し引かれている場合には、当該手数料を差し引く前の金額を「収入すべき金額」としてください。なお、当該売買手数料は「控除すべき金額」には該当しません。

日本卸電力取引所での取引（購入）

Q 7	電気供給業を行う法人ですが、電気を供給するにあたり一部分を日本卸電力取引所を通じて購入しています。取引の際に購入代金以外の売買手数料が生じていますが、課税標準の算定にあたっては、どのように扱えばよいですか。
A 7	購入代金とあわせて取引所に支払う売買手数料（一般社団法人日本卸電力取引所取引規程第24条）は「控除すべき金額」には該当しません。

無人の設備

Q 8	主たる事業が電気供給業である法人です。無人の発電設備のみが設置されていて、事務所又は事業所が所在しない県があります。この県にはどのように申告すべきでしょうか。
A 8	法人事業税は、事務所又は事業所の所在する都道府県に対して納税義務があります。無人の発電設備は事務所又は事業所に該当しませんので、当該設備のみが所在する県には申告の義務はありません。

賃借している事務所

Q 9	主たる事業が発電事業を行う電気供給業である法人です。事務所である発電所はa県に、本社部門である事務所はb県に所在しています。b県の実務所は、賃借しています。b県にはどのように申告すべきでしょうか。
A 9	発電事業の分割基準は、事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている有形固定資産の価額ですので、当該事務所の有形固定資産として貸借対照表に記載されているものがない場合、b県の法人事業税については分割基準が0となり、課税標準額は0となります。なお、法人県民税については、課税標準額の総額を従業者数で分割することとなります。

欠損金の扱い

Q10	第1号事業と第3号事業を併せて行っている場合、欠損金の扱いはどのようになりますか。
A10	欠損金については、第1号事業に該当するものと第3号事業に該当するものに区分して管理します。 令和2(2020)年4月1日以降に開始する事業年度から、第3号事業(発電・小売電気事業)についても所得割が課されることとなりました(外形法人を除く)。これにより、第1号事業にかかる所得(欠損)と第3号事業にかかる所得(欠損)を区分し、第1号事業にかかる欠損金については、翌期以降の第1号事業にかかる所得から控除し、第3号事業にかかる欠損金については、翌期以降の第3号事業にかかる所得から控除することができます。なお、第1号事業と第3号事業を併せて行っている場合は、繰越欠損金の明細(第6号様式別表9)を、第1号事業分と第3号事業分それぞれに、計2枚作成する必要があります。

消費税及び地方消費税の取扱いについて

Q11	消費税及び地方消費税について税込経理をしている場合、別記様式第1号～第5号に記載すべき金額は税込、税抜どちらになりますか。
A11	別記様式第1号～第5号には、損益計算書等の金額をそのまま記載してください(税込経理であれば税込のまま記載)。なお、税込経理を採用し、消費税免税事業者ではない場合は、規則第6号様式別表6「収入金額に関する計算書」において、収入金額の総額に含まれる消費税相当額を、控除される金額欄に記載して控除してください。(消費税の申告書を添付)

国税及び地方税の還付金及び還付加算金の取扱いについて

Q12	国税及び地方税の還付金及び還付加算金は、課税標準となる収入金額に含めますか。
A12	国税及び地方税の還付金は、収入金額に含めないでください。還付加算金は、受取利息の性質を有するものであることから、受取利息に準じて収入金額から控除すべき金額としてください。

異動届

Q13	新しく電気供給業を開始しましたが、異動届は必要ですか。
A13	事業の変更は届出事項ですので、「法人の事務所設置(変更・廃止)等届出書」によって、その旨を届け出てください。なお、課税標準の計算方法が従前と変更になる場合がありますのでご注意ください。

(参考) (1) 電気供給業を行う法人の分割基準

令和2年4月1日以降終了事業年度分

